

法定無線設備・非常用位置等発信装置

- ▶ 船舶と陸上施設との間での通信手段の確保、万が一の際に海上保安庁に船舶の位置情報を提供し速やかな救助を求めるには、法定無線設備等の搭載を義務化することが適当



法定無線設備の例


 非常用位置等
発信装置の例

救命いかだ等※

※ 乗移時の落水危険性を軽減させた改良型「救命いかだ」又は「内部収容型救命浮器」

- ▶ 水温が低い海域で乗客が水中待機をしない状況を確認するためには、
 - ・救命いかだ等の搭載 又は
 - ・以下のいずれかの方法の実施
 を義務化することが適当



救命いかだ等の例

方法① 一定の水温を上回る時期のみの航行

方法② 伴走船と航行

- ✓ 船団で航行する場合、他船(遊漁船等)を伴走船とすることが可能
- ✓ 伴走船には、緊急時に要救助者を搭載する別枠を確保した上で、旅客の搭載を認める
 - ・船団は最大4隻とし、船団内の他船の要救助者搭載枠を合算し救助能力を評価

方法③ 救助船を配備

- ✓ 救助船は水温に応じた時間内(15℃以上30分、10℃以上15℃未満10分、10℃未満5分)に事故現場に到着できる位置で待機

方法④ 船内に浸水しない構造 (15℃以上)

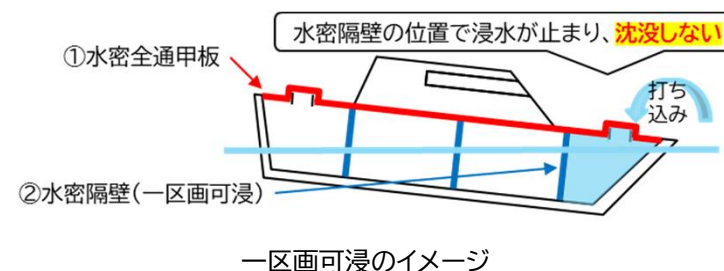
- ✓ 水密全通甲板又は不沈性及び安定性を有する構造

方法⑤ 母港から5海里以内の航行 (15℃以上)

方法②及び方法③は、遊漁船は船の人員搭載能力に十分余裕がある実態を踏まえ、船舶毎に設定された通常時の旅客定員に関わらず、緊急時において、安全に救助できる人数を予め決定。安全に救助できる船舶を伴走船、救助船として配備。

隔壁の水密化等

- ▶ 浸水による沈没の防止のため、
 - ・水密全通甲板の設置 及び
 - ・いずれの一区画に浸水しても沈没しないように水密隔壁を配置(一区画可浸)
 を義務化することが適当



- ▶ 上記の対応が困難な船舶(既存船や5トン未満の小型船)については、
 - ・浸水警報装置及び排水設備の搭載 又は
 - ・不沈性及び安定性を有する構造
 を認めることが適当